

## 世代間スキル継承型雇用促進事業

高齢者従業員の継続雇用と15歳から30歳までの若年者の新規雇用の両立を図りながら、両世代が一体的に就労に取り組む雇用形態を取り入れた事業者に、助成金を交付することにより、若年者の雇用の場の創出、人材育成、定着支援及び県内企業の活性化につなげます。

### 対象者

次の条件を満たす事業主が対象となります。

- ① 従業員が65歳まで働けるよう（1）定年の廃止、（2）定年の引き上げ、（3）継続雇用制度の導入、のいずれかの措置を講じている、又は今後3か月以内に導入を行う企業（※）。
- ② 新規に雇用した若年者と、高齢従業員との間で世代間のペア就労を3か月間導入し、若年者の人材育成及び定着支援に取り組む企業。

※ 県内に住所を有している、中小企業基本法第2条に定義された中小企業で、過去6か月以内に雇用する雇用保険被保険者を、特定受給資格者における解雇等の理由により離職した者がいない企業とする。

### 支給額

- ① 雇用期間の定めのない新規雇用 1人につき40万円
- ② 1企業当たり新規雇用3人（120万円）まで

### ペア就労の内容

世代間ペア就労とは高齢者従業員と、当該年度に新規に雇用された若年者従業員がペアを組んで同じ業務に携わることにより、次のいずれかの効果が得られると同時に、若年者従業員への技能継承が行われる就労形態をいいます。

#### ①人材育成型

高齢者の持つ高い技術や経験を活用して、若年者の人材育成を図る。

#### ②能力補完型

高齢者の体力的な負担や若年者の技術・経験不足等を双方が補完し合う。

#### ③ワークシェアリング型

世代間で異なる就業希望時間のニーズを組み合わせることで、お互いの職務を補い合う。ただし、技能の継承を図るために、若年者従業員と高齢者従業員の間で一定時間重複する勤務時間を設けることを前提とする。

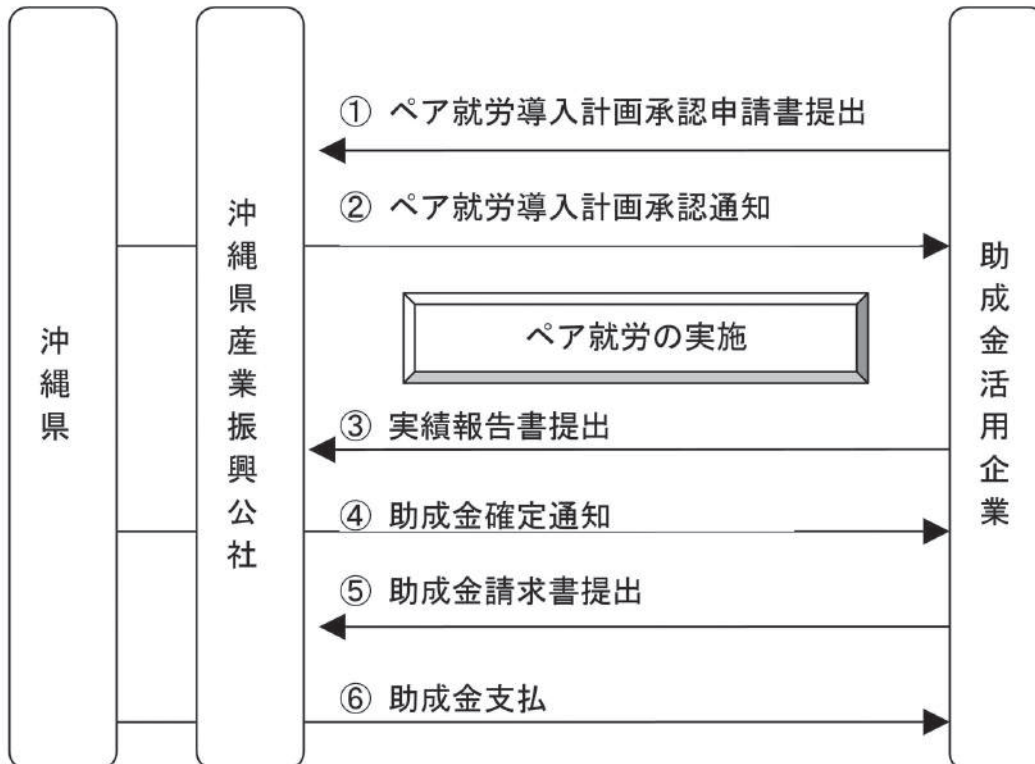
#### ④企業活性化型

異なる世代間の能力や意見を組み合わせることにより、新たなモノを生み出し、企業の活性化につなげる。

#### ⑤その他

世代間でペアを組むことにより、若年者従業員への技能継承、人材育成が図られると認められる就労形態

## フロー図



## 問い合わせ先

公益財団法人 沖縄県産業振興公社 中小企業支援センター

TEL : 098-859-6237 FAX : 098-859-6233

E\_mail : [info@okinawa-ric.or.jp](mailto:info@okinawa-ric.or.jp)